

三次市教育委員会議案第 29 号

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案を次のように提案する。

平成 21 年 10 月 26 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事務吏員（以下「吏員」という。）及び吏員以外の」を削る。

第 3 条（見出しを含む。）中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。